

令和2年8月26日

魚沼市議会議長 遠藤 徳一様

議会運営委員会
委員長 佐藤 肇

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和2年第3回魚沼市議会定例会について
(2) 令和元年度魚沼市各会計決算の審査について
(3) 閉会中の所管事務調査について
(4) 8月6日市民の声を聞く会について
(5) 議員派遣について
(6) その他

- 2 調査の経過 8月26日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和2年第3回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和2年第3回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
令和元年度魚沼市各会計決算の審査については、別紙のとおりとし、質疑は事前通告制で、通告期限は9月7日午後3時とした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
8月6日市民の声を聞く会については、報告会で出された意見・要望に対する所管委員会の振分け等を協議した。
議員派遣については、これを了承した。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

- (1) 令和2年第3回魚沼市議会定例会について
- (2) 令和元年度魚沼市各会計決算の審査について
- (3) 閉会中の所管事務調査について
- (4) 8月6日市民の声を聞く会について
- (5) 議員派遣について
- (6) その他

2 日 時 令和2年8月26日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 大平恭児、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、本田 篤、
(遠藤徳一議長)

5 欠席委員 大桃俊彦

6 説明員 佐藤市長、森山総務政策部長、大塚総務政策部副部長

7 書 記 佐藤議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

佐藤(肇)委員長 報告事項を申し上げます。大桃俊彦委員から欠席の届出がありました。
渡辺一美委員から遅刻の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。これより議事に入ります。

(1) 令和2年第3回魚沼市議会定例会について

佐藤(肇)委員長 日程第1、令和2年第3回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。
す。(1)付議事件について、執行部から説明をお願いいたします。

佐藤市長 本定例会に付託させていただく市長の付議事件であります。議案が21件、報告が5件であります。内容については、担当部長等のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大塚総務政策部副部長 それでは、付議事件一覧表に従いまして、決算及び補正予算関係の

付議事件 13 件につきましてご説明いたします。

付議事件番号 1 番から 9 番につきましては、令和元年度の魚沼市一般会計及び 4 つの特別会計並びに 4 つの企業会計を合わせた 9 つの各会計の決算について、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、それぞれ決算の認定をお願いするものであります。

次に、付議事件番号 10 番から 13 番につきましては、各会計の既決予算に追加、変更等を加える予算の補正について、それぞれ議決をお願いするものであります。

まず、事件番号 10 番の令和 2 年度魚沼市一般会計補正予算（第 5 号）の補正内容については、歳入では、前年度繰越金、普通交付税等の確定に伴う増額や、ふるさと結寄附金、事業実施に伴う国・県補助金、臨時財政対策債等の増額のほか、当初予算からこれまでの補正予算で計上していた財政調整基金繰入金の減額などを予定しております。歳出では、新型コロナウイルス感染症対策関連経費として、第 4 号補正以降で、感染拡大防止や緊急経済対策等の対応が必要な案件、具体的には、小中学校等の感染防止対策、プレミアム商品券の第 2 弾の発行、指定管理施設管理者への経営継続支援などに係る経費を増額する一方、議会関係経費や観光、社会教育関係のイベントなどの経費で、コロナウイルスの影響で事業を取りやめる等で不用となる経費を減額するほか、コロナウイルス対策関連以外で、前年度繰越金の確定に伴う財政調整基金への法定相当分やふるさと結基金への積立金の増額、ふるさと結寄附金の増に伴う関係経費、マイナンバーに関連した戸籍情報システムのネットワーク化に係る経費の増額など、新たに対応しなければならなくなった案件に係る所要予算額の追加や財源の調整を中心に、予算の補正をお願いするものであります。また、ほかに、地方債の変更に係る補正もお願いするものであります。

次に、事件番号 11 番の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の補正内容については、歳入では、令和元年度決算に伴う前年度繰越金の増額や、国・県の補助金の増額のほか、介護給付費準備基金繰入金の減額が、歳出では、前年度給付費等の精算に伴う国や支払基金への給付費負担金等の償還金の増額や財源の調整をお願いするものであります。

次に、事件番号 12 番のガス事業会計補正予算（第 1 号）の補正内容については、資本的収入及び支出予算について、河川改修に伴うガス管移設に係る工事費を増額する必要があるために、予算の補正をお願いするものであります。また、ほかに、継続費の変更に係る補正もお願いするものであります。

次に、事件番号 13 番の水道事業会計補正予算（第 2 号）の補正内容については、収益的収入及び支出予算について、消毒剤の購入等、新型コロナウイルス感染症対策関連経費を追加するとともに、資本的収入及び支出予算について、浄水場等のポンプ更新や河川改修に伴う水道管移設に係る工事費などを増額するために、予算の補正をお願いするものであります。また、ほかに、継続費の変更に係る補正もお願いするものであります。

森山総務政策部長　　続きます、事件番号 14 番から説明を申し上げます。

14 番、魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症に対処するための市職員手当の特例を規定するため、所要の改正を行うものであります。

15 番、魚沼市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正については、18 歳到達年度末までの子供の医療費に係る自己負担額の全額を助成するため、所要の改正を行うもので

あります。

次に、16番、魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正については、ひとり親家庭等における、18歳到達年度末までの子供等の医療費に係る自己負担額の全額を助成するため、所要の改正を行うものであります。

次に、17番、魚沼市ふるさと回帰育英奨学金貸与条例の制定については、本年6月定例会で制定された魚沼市ふるさと回帰育英基金条例に基づく基金を活用した、就学のための学資の貸与を行うための条例を制定するものであります。

次に、18番、魚沼市税条例の一部改正については、地方税法等の改正による市民税及びたばこ税等の規定の整理に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、19番、魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については、土地基本法の改正による長期譲渡所得に係る課税の特例の追加に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、20番、魚沼市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正については、20歳未満の受給資格者の医療費に係る自己負担額の全額を助成するため、所要の改正を行うものであります。

21番、魚沼市工場等誘致条例の一部改正については、固定資産税の課税免除に係る普通交付税の減収補填基準と整合を図るため、所要の改正を行うものであります。

佐藤（肇）委員長 続けて報告もお願いいたします。

大塚総務政策部副部長 続きまして、報告事件5件について、ご説明いたします。

報告事件番号1番の令和元年度魚沼市一般会計継続費の精算についてにつきましては、平成30年度、令和元年度の2か年度にわたって実施しました庁舎再編整備事業の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

次に、事件番号2番の令和元年度魚沼市ガス事業会計継続費の精算については、平成30年度、令和元年度の2か年度にわたって実施しました水の郷工業団地ガス製造所増設事業の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するものであります。

次に、事件番号3番につきましては、法人の決算認定の日程により、前回の市議会までに報告ができなかった長岡地域土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

次に、事件番号4番の健全化判断比率について及び事件番号5番の資金不足比率についてにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、それぞれの比率等を報告するものであります。

佐藤（肇）委員長 説明が終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま説明のあった市長提出事件については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし）異議なしと認めます。よって、市長提出事件については受けることに決定いたしました。

次に、議長提出・受付事件について説明を求めます。

佐藤議会事務局長 （資料「令和2年第3回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」により説明）

佐藤（肇）委員長　それでは、議長提出・受付事件について質疑はありませんか。

本田委員　請願3号についてでございます。体裁というところでお聞きしたいんですけども、紹介議員さんの名前2名、請願者の氏名、こちらが請願書には載っていないのが1つ。それから文言の中に、「別紙は、魚沼市長に提出した要望書です」という形になっておりますけども、別紙はあるのか、ないのかというところ、お聞かせいただきたいと思います。

佐藤議会事務局長　こちらについてですけれども、資料として添付したものについて、全てを添付してございませんので、内容が分かるという部分だけ添付してあるので、今ほど委員のおっしゃられた部分が欠けているということがございますけれども、全て付いた請願となっております。

本田委員　もう一回、局長、確認させていただきたいんですけど、それをまた議案書配付のときには、全てそろえて提出するというところでよろしいですね。

佐藤議会事務局長　そのとおりでございます。

佐藤（肇）委員長　ほかに質疑はありませんか。（なし）ないようですので、これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま説明があった議長提出・受付事件については、これを受けるとにしたいと思っております。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって議長提出・受付事件については受けることに決定いたしました。

次に、（2）付議事件の取扱いについてを審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長　（資料「令和2年第3回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」の取扱（案）について説明）

佐藤（肇）委員長　ただいまの説明について質疑を受けたいと思っております。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。事務局長の説明のとおり取扱いとすることで、ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、ウ、急施事件の取扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長　急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情については、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを協議することとします。

佐藤（肇）委員長　ただいまの説明について質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することでご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

（2）令和元年度魚沼市各会計決算の審査について

佐藤（肇）委員長　日程第2、令和元年度魚沼市各会計決算の審査についてを議題といたします。資料が提出されておりますので、議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長　（資料「令和元年度魚沼市各会計決算の審査について（案）」により説明）

佐藤（肇）委員長　説明が終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

渡辺委員　この資料の中には、決算書と財政事情とそれから決算審査意見書等ということになっておりますけれども、毎年、行政事務事業評価の冊子ですね。それを使って質疑は、ということですが、参考資料としていつも提出していただいていたと思います。それについては、今年度はいつ頃配付していただけるのか。決算資料のほうは、この 31 日に配付になると思っております。昨年度も、おとしは決算審査委員会の初日に配られまして、ちょっとこれでは間に合わないということで、できれば説明する当日くらいまでには配付していただきたいという願いをしたと思うんですけど、今年度はいかがでしょうか。

佐藤議会事務局長　説明が漏れて大変申し訳ありませんでした。こちらについては、事前に当局のほうに確認いたしまして、9月3日、初日に配付ということで取扱いになりますので、よろしく申し上げます。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませんか。（なし）質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。令和元年度会計決算審査の方法につきましては、議会事務局長の資料説明のとおり、決算審査特別委員会を設置して審議することし、質疑については通告制として、通告期限を9月7日月曜日、午後3時とすることでご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

ここでしばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：28）

休憩中に懇談的に意見交換（正副委員長の互選について協議）

再　　開（10：29）

佐藤（肇）委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

（3）閉会中の所管事務調査について

佐藤（肇）委員長　日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出をしたいと思っております。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

この後の日程は、主に議会内部の調整等になります。ここで、執行部から報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければ、これで執行部からは退席願うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。

それでは、執行部で協議、報告事項等はありませんか。

佐藤市長　ありません。

佐藤（肇）委員長　委員の皆さんから執行部に対し協議事項等はありませんか。（なし）ないようですので、これで執行部からは退席いただきます。

しばらくの間、休憩いたします。

休 憩（10：30）

執行部退席

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（10：34）

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

（４）８月６日市民の声を聞く会について

佐藤（肇）委員長 日程第４、８月６日市民の声を聞く会についてを議題といたします。資料を配付しておりますので、議会事務局長から説明していただきます。

佐藤議会事務局長 （資料「魚沼市議会：市民の声を聞く会」「令和２年第１回魚沼市議会報告会参加者数及びアンケート」「令和２年８月６日市民の声を聞く会意見・要望取扱い区分」により説明）

佐藤（肇）委員長 ８月６日の市民の声を聞く会、大変お疲れ様でございました。たくさんのご意見を頂戴することができましたが、今回は今までと違いまして、コロナ禍の中ということで非常に変則な形の開催となりました。そこで、今回のものについて記録等の取りまとめをいただきました。また、意見についても取りまとめをいただいておりますので、それについて順次させていただきたいと思っております。

まず初めに、今いただいた資料説明について、質疑を受けたいと思っております。質疑はございませんか。

渡辺委員 この文書にていただいたところの一番最後のところに、「できましたら２週間以内をめどに回答いただけるとありがたいです。」ということ。これはまた後で協議することになるのでしょうか。

佐藤（肇）委員長 しばらくの間、休憩いたします。

休 憩（10：38）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（10：39）

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、これからそれぞれいただいた意見の取扱い等について区分をしていきたいと思っております。休憩中に行いますが、休憩に入る前にほかに皆さんから何かありませんか。（なし）それでは、しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10:40)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10:59)

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま、市民の声を聞く会で提出を受けました意見、要望等の取扱い区分について協議をさせていただきました。協議の中で次のように決めましたので、ご確認をいただきたいと思います。

1番は産業建設委員会、対応はC。2番、全体の扱いとし、対応はC。3番、産業建設委員会、対応C。4番、産業建設委員会、対応C。5番、産業建設委員会と市民福祉委員会の両方あるんですが、対応B。6番、全体とし、対応B。7番、市民福祉委員会、対応A。8番、全体で、対応B。9番、産業建設委員会で、対応A。10番、全体で、対応B。11番、全体で、対応B。12番、産業建設委員会、対応A。13番、14番は、総務文教委員会と産業建設委員会で、対応については入れないで置く。15番、産業建設委員会、対応Aという取扱いにさせていただきたいと思います。ご異議ございませんか。

渡辺委員 ここで決まった取扱いとしては異議はないんですけども、それぞれ所管のほうに、一応議運ではこういうふうに決まりましたと送ると思うんですが、そのときに例えばCであろうがBであろうが、その委員会の中でこれについてはという意見があれば、それは変えてもいいというような柔軟性があるということによろしいでしょうか。

佐藤（肇）委員長 変えてもいいというか、そちらが主体でということになります。一応振分けは見たということでやりたいと思います。全体の枠のところはこれでいいでしょうか。それでは、それぞれの所管並びに対応について、今話したとおりに決めさせていただきます。

しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (11:01)

休憩中に懇談的に意見交換（文書でいただいた意見・要望の取扱いについて協議）

再 開 (11:07)

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

（５）議員派遣について

佐藤（肇）委員長 日程第5、議員派遣についてを議題といたします。10月12日、中学生議会の事前講義、並びに10月23日の3市議会役員合同研修会。29日の議会報告会、これはまだ協議、決定はしていないんですが、これまでの全体の予定表ですとこの辺りという

こと。それから、11月19日の中学生議会リハーサル、並びに24日の中学生議会が予定されております。それぞれの会の参加については関係議員を議員派遣とすることとし、最終日に議長発議とすることでご異議ございませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、ただいまの件については、閉会中に議員派遣を議長発議により行うことに決定いたしました。

(6) その他

佐藤(肇)委員長 日程第6、その他を議題といたします。その他、委員の皆さんから協議事項等はありませんか。

高野委員 先日、公共施設再編整備特別委員会があったんですけど、そのとき行政当局が出席しないままの委員会ということで、委員会のあり方としてどうなのかという意見も出ましたので、その辺りのいきさつを少し説明いただいて、委員会のあり方としていいのかどうかというのも含めて少し、この場でどうかというのはあれなんですけども、その辺少し問題とする委員もいましたので、休憩でもなんでもいいんですけども、そこら辺少し説明いただければと思います。

佐藤(肇)委員長 しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (11:10)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (11:23)

佐藤(肇)委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに協議事項等はありませんか。(なし)ないようですので、これで本日の会議を終わらせていただきたいと思います。会議録の調製については委員長に一任をお願いします。これで、本日の議会運営委員会は閉会いたします。

閉 会 (11:24)